

「詰所以上之輩」すなわち大番士以上の伊達家中の進退を司った。兵具・馬・年譜・幕小旗・大筒稽古〔砲術〕・堂形〔弓術〕・討芸〔武術〕・乱舞方〔能楽〕の事務を掌り、人によっては評定役・鷹方の事務をも兼帯した。若年寄の初見は寛文6年〔1666〕6月西大条定賀・茂庭姓元の両名で、定員はない。「肯山公治家記録」前編卷之4、寛文6年7月14日の条に『如例年御船入へ漁獵ニ御出、奉行衆若老出入司小姓頭目付懐守医師公義使各肴献上……』と「若老」の職名が出ている。若老は、藩の支配機構が複雑になり、職掌が細分化するにつれて、奉行執行部分の中から庶政部分を担当することになり、寛文頃職制の上に定められたものである。

注(6) 出入司〔しゅつにゅうづかさ。財政・地方行政を司る〕に直属し、郡村の民政・司法・警察・勸業・経済等広汎な業務を担当する。2、3百石級の大番士から登用され、旅扶持20人分〔1人扶持は1石8斗〕を加給された。仙台領21郡970箇村は南方〔みなみかた。刈田郡・伊具郡・柴田郡・宇田郡・亘理郡・名取郡・宮城郡〕・北方〔きたかた。宮城郡高城・桃生郡深谷・遠田郡・黒川郡大谷・黒川郡・加美郡・志田郡・玉造郡・栗原郡〕・中奥〔なかおく。一迫・二迫・三迫・登米郡・本吉南方・牡鹿郡・磐井郡流〕・奥〔おく。磐井郡・胆沢郡・江刺郡・気仙郡・本吉北方〕の4区に分割し、各区域を担当する郡奉行が1名宛任命された。平常は城中において執務し、春秋2回各分担区を巡察した。配下に現地駐在の代官以下の諸役があった。

資料 伊達家史叢談卷之15（伊達邦宗）

85 雪形六出の構え

問 宮城刑務所の明治の建て物六角塔について調べている者です。「宮城刑務所設置事情史」（山田野理夫著、昭和30年宮城刑務所発行）の19ページに、次の部分があります。『この集治監⁽¹⁾は監獄建築として異色あるものだ。当時の国内監獄は皆この様式によったものだが、中央に見張の六角塔が聳え、六棟の獄舎が放射状に配置され、中央からの監視が行き届く設計だ。この設計はドイツ人だと古老が言っているが審かでない。人は^{××××}雲形六出の構えとよんだ』。この「^{××××}雲形六出の構え」とは、どのようなものですか。

答 「[×]雲形六出の構え」は「[○]雪形六出の構え」の誤りです。「東北のお国ぶり」（田村昭）にも『旧若林城跡に「[×]雲形六出の構」と称する中央の塔から監視が行届くようになっている^{××××}レンガ造の巨大⁽²⁾な監獄ができあがった。』など、特に最近の出版物の中には、よくそのように誤まって書かれてい

るのがありますから、注意を要します。

「一人静」（小倉強）に『明治12年〔1879〕仙台市南小泉に建築された宮城^X県〔正しくは宮城〕集治監（今の宮城刑務所）は監獄建築として極めて異色あるものとされ、「雪形六出の構へ」と当時の人は形容した』。「明治の洋風建築—宮城^o県」（小倉強）にも『「雪形六出の構へ」と呼んで獄舎が六棟放射状に突き出ている形を形容した』。「新仙台繁昌記」（眠花情史著、明治16年刊）に『集治監は小泉村なる若林の古城（こじょう）にあり、屋中は都（すべ）^{X X X}て赤煉瓦を用ひて六方の構へに造り実に広大壯麗を極むといふべし、聞く東京（とうけい）。〔当時まだこの呼び方が残っていた〕）鍛冶橋内の監獄署と本県集治監及び樺戸〔かばと〕集治監は其の構造に於て毫（すこし）も異なる所なく、其六方構へに造るは西洋諸国に於ても亦た同一にして、獄署を造る法なりといへり』。「仙台案内」（庄子輝光著、明治23年刊）には『宮城^o県集治監は小泉村に在り大守黄門公（たいしゅまさまむねこう）の隠居せられし若林の古城（ふるじろ）則ち是なり、昔し公の庭前（おにわ）に移植せられし彼の韓国（てうせん）の臥竜梅（ぐわりょうばい）は曾て此地に在りし者にして、二十年前までは春來古城（こじょう）に訪梅人（うめをとむらふひと）も多かりけるが、今猶愛（ここ）に其支種の存するもの有りて、同監工事課派出所の庭内（には）になり居りしと云ふ、同所の創立は明治十一年に在り、屋宇（おこう）^X都（すべ）^{X X X X X X}て煉瓦を以て雪形六出の^o構え（せっけいりくしゅつのかまへ）に造り、実に広大壯麗を極め、中央に六角五層の危楼〔きろう。高樓〕ありて頗る眺望に富む、名取宮城の広稲（かうとう）を一瞥（いちべつ）して眼界の極まる処は、七浜（ななはま）〔七が浜〕の湾よりはるか金華山を眺むるに至り、聞く所に依れば、東京（とうきょう）鍛冶橋内の監獄及び北海道樺戸集治監及び本県集治監は、其構造に於て毫（ごう）も異なる処なく、其六出（りくしゅつ）の構造は、西洋各国も亦た同一にして、蓋し獄署を造るの法なりと云ふ。』などと記されています。

さて、この建物が「雪形六出の構え」と呼ばれてきたのは、平面図にした時の建築の六方放射型の形態が、雪の六角の結晶体そのままであることからきた、いとも風流な大工言葉であります。雪はすべて六角形の美しい結晶をなしますので、これを花にたとえ、雪華（花）といい、六出〔りくしゅつ〕・六出公・六華〔りっか〕・六花・六つの花〔むつのはな〕などとも表現されます。「名数みやぎ郷土小事典」（菊地勝之助）の『雪形六出（ろくで）の構』と形容した』とある「ろくで」のルビは誤りですので訂正を要します。

宮城集治監は、西南戦争の国事犯を收容するため作られ、明治12年に落成したものです。獄舎⁽³⁾建築としては、極めて画期的なものであったし、堂々たる外観は遠方から仰ぎ見ることができ、俗に「六角大学」の異称で世人から呼ばれたものでした。放射状の房舎は昭和30年代の後半には撤去され、近代建築の房舎と交代しました。残されていた六角塔は、貴重な明治建築として、移築保存の熱望が各方面から寄せられていたのですが、事情が許さず、昭和48年2月5日遂に解体され姿を消してしまいました。

注(1) 「宮城刑務所沿革誌」(昭和39年刊)に、次のことが記されている。『明治十年十二月内務省は、西南役賊徒受刑者の拘禁と、地方監獄における拘禁の緩和及び監獄改良等の目的を以て、宮城県下小泉村に用地を選定し、監獄の新築に着手す。(敷地は、伊達政宗居館若林城址で、周囲を繞る延長六百八十間の現存煉瓦造外塀の基盤を為す土塁は、築城当時の形状を略々そのまま保っている。)この面積三八、四四六坪(本監、拘置場、庁舎区域共)で、附属する官舎地域七、五二二坪、耕耘地四二、〇五四坪(但し、この内現在六郷堀及古城南所在三二、五二四坪四は、昭和二年三月十七日、当時市内木下薬師堂西所在の当所耕耘地と交換取得せるもの)等併せて、用地合計八八、〇二二坪である。新監建築予算十六万円、内建築工事費八一、〇五〇円、職員赴任旅費及び俸給等の人件費一七、五六一円、囚徒一千人一年間の食糧費二八、二五四円、同上物件費九、三〇〇円、同上集禁に要する護送旅費四、三八〇円、同上患者費九、三三七円二〇銭、開墾農具其他機械及雑費等一五、〇〇〇円、合計一五六、八八二円二〇銭である。明治十一年三月警視庁大警部小野田元熙(当時石川島監獄署長)〔おのだもとひろ。明治33年10月~35年2月宮城県知事〕同権大警部石沢謹吾(当時鍛冶橋監獄署長)の両氏命を受けて仙台に來り、監獄新設の経営に當る。明治十二年一月小野田元熙氏(当時一等警視補)は、大警視川路利良(初代警視總監)に従い歐洲出張(監獄制度視察研究のため)を命ぜられ、石沢謹吾氏等専ら新築経営の衝に當る。明治十二年四月一日太政官達第十七号を以て、宮城集治監設置せられ、内務省の直轄とし、当分の間同省警視局の管理に属す。……(同時開設の東京集治監と共に我が国における集治監の嚆矢[こうし]である。)明治十二年七月内務省達乙第三十八号を以て、監獄局が創置され、当集治監は、その管理に属す。明治十二年九月宮城集治監竣工す。(竣工月日同年八月二十七日と記載せる棟札あり。)木造二階建六翼の獄舎で、所謂放射状舎房である。中央に見張りの六角塔(三階に當る。)を備え、地上九十一尺の高層建築である。(この建築は、フランス中央監獄メゾン・セントラルの制に倣い、我が国における代表的監獄建築たらしめようとする意があった。設計はドイツ人であると、伝えられている。)木造二階建舎房は、放射型で、各房棟の長さは、一型部分の二翼は、各々二十四間、二型部分の四翼は、各々十八間である。上、下階併せてその房数三四四箇房、内独居房七二、雑居房二七二、その広さは独居房において各々一・五坪その有効坪数一・二九坪、雑居房においては各々二・二五坪その有効坪数一・八坪である。一階房棟中央に二段の見張台(床面上一段二尺三寸、二段同四尺五寸五分)を備たる三九坪二七六の見張台、見張室より各房棟に至る出入口廊下を境して五箇の捜検室、及び一箇の凶書室を配備している。二階建舎房中央上部見張り六角塔内部は、上・下両階となつて、下階は六角型の外周に沿つて、屏禁室六箇室、物置十二箇室を巡らし、上階五六坪一六の教場(教悔室)となつている。(この最上室に位置する教場からは、構内はもとより、遠

く仙台市郊外までを俯瞰できるものである。) 建築委員は、一等警視補小野田元熙、三等警視補石沢謹吾、四等警視属瀬島常篤、中警部細谷直英〔ほそやなおひで。からす組の細谷十太夫〕、十等警視属小林孝蔵、傭真田太蔵、同萩原喜平、同中山吉造等の諸氏である。建築受請人は、地形建方大倉組喜八郎(現在大成建設株式会社)、鉄物一式木下半四郎、ペンキ塗大石清右衛門、栗野隆七、石一式黒田八兵衛、佐藤忠内等の諸氏である。』

注(2) 建物は木造で、煉瓦造ではなかった。煉瓦は、明治19年から32年までに完成された外塀だけに使われている。×印をつけたのはその誤りである。

注(3) 西南の役。明治10年の西郷隆盛らの叛乱。隆盛は征韓論に敗れて官職を辞し鹿児島に帰り、私学校を興して青年を教育した。桐野利秋・篠原国幹等がこれを援けた。私学校生徒が西郷を擁して兵を挙げ熊本鎮台を囲んだ。司令官谷干城が防戦に努め、有栖川宮熾仁親王〔ありすがわのみやたるひとしんのう〕を総督とする征討軍がこれを討伐した。9月隆盛以下が自刃した。

注(4) 「宮城刑務所沿革誌」に次の記事がある。『明治十二年十一月宮城〔県〕監獄署より、その監服役中の西南役国事犯受刑者の引継移送を受く。(明治十年九月二十四日西郷隆盛は城山に自刃し、西南役は鎮定をみるにいたり、長崎に九州臨時裁判所が設けられて、続々判決が言渡され、西南役国事犯受刑者は、明治十年十一月二十七日までに一三五名、翌十一年五月七日までに一六四名、計二九九名が宮城県監獄署に移送収容された。判決後各県監獄署に対する国事犯受刑者の配分移送はかなり速に行われた様子が見える。即ち同年十一月二十日、仙台より出征の鎮台兵、士族からの応募者所謂臨時巡查等が海路塩釜に帰還入航しているという状況である。当集治監に引継となった西南役関係受刑者の数は明らかな記録はないが、引継ぎが開始された明治十二年十一月頃には、大半以上の者は、刑の終了、特典減刑等により出獄しているので、その頃まで県監獄署に服役していた者はおそらく一一〇名内外と推定される。』この時の服役者中病死した7名の鹿児島県人の墓が、瑞鳳寺境内にある。

国事犯とは、国家または国家権力、国家の行政・司法・軍事などを侵害する犯罪。また政治犯(政事犯)に同じ。

〔宮城集治監は、その後官制改正により、明治36年4月1日宮城監獄と改称。明治37年仙台監獄〔片平丁のもの宮城県監獄署〕を合併、更に大正11年10月宮城刑務所となり今日に至っている。〕

資料 大漢和辞典(諸橋轍次)

明治の建て物(河北新報クリッピング、昭和38)

宮城刑務所沿革誌(宮城刑務所)

明治建築案内(菊池重郎)

一人静（小倉 強）

明治の洋風建築－宮城県－（小倉 強）

86 仙台城の本丸について

問 仙台城の本丸について次のことを教えてください。

1. 本丸の面積は何坪か。⁽¹⁾⁽²⁾
2. 天守閣はなかったのか。それは何故か。
3. 「目で見える仙台の歴史」の33ページに『当初の仙台城、正門の詰ノ門は重層櫓門、左右前面に西櫓、東櫓、東北角に長櫓〔うしとらやぐら〕、南隅に巽櫓〔たつみやぐら〕（何れも三層）、西に二重櫓、背面に西ノ門（重層）、切通門、埋門〔うずみもん〕（共に三層高麗門）を開き、⁽³⁾政宗は「大御所かくの如き御威勢にては城などさらに入らざる儀に候」と天守を建てず、西南隅の高阜に天守台を置き、中央に大広間と称する殿舎、車寄門、北に能舞台、東方崖作りの高楼、南に侍所、寝所、居間、背面高所に西丸、追廻口に東丸を置き、この方面に単層高麗門の沢門、重層の清水門、その辺から花壇へ屋蓋のある長さ二百間の花壇橋を架した。すべて聚楽邸方式を採り、豪華けんらんを極めた。⁽⁵⁾寛永十四年建物の大半はこの丸に移され、残された大広間は明治五年県の手で破却された。』とありますが、寛永14年に大広間を除く本丸の建物が二之丸に移築されたのか、また大広間破却の記述は事実の通りなのですか。⁽⁶⁾

答 仙台城本丸のことについて、御質問の項目毎に資料に基き次の通りお答えいたします。

1. 本丸の大きさ

仙台城の規模を示す資料に「正保二、三年〔1645～1646〕製作仙台城絵図」と「仙台御城覚書」⁽⁷⁾（安倍彦右衛門）との2点があります。後者はその巻末に『享保八癸卯〔1723〕八月廿八日』の日付がありますが、その内容を検討すると、前者「正保二、三年製作仙台城絵図」⁽⁸⁾の中に書き込まれた説明を写し取ったものと見られます。従って、本丸の大きさを表わすデータも次の通りで、両者とも同一であります。『本丸山城、東西百三十五間〔245.7m〕、南北百四十七間〔267.54m〕、町屋の地形に卅二間半高』

このように、城の大小を現わすには、東西何間、南北何間とするだけで、別に面積（坪数）を出さないのが通例であります。城はその目的上、地形・地物を利用して構築されますので、その敷地は不整形であり、その外周縁辺は屈曲出入が甚しく、しかも均等な平面とは限らず高低起伏の差もあるのが常であります。極端な山城の場合は『山高ク地形狭ク間数不知』などということ